

1. 「まちと村の交流促進」にかかる取り組み

1. 目 的

農村地域の活性化を図る手段の一つとして、まちと村の交流人口の増加が期待される「グリーン・ツーリズム」の活用が有効であるとされている。

ここでいうグリーン・ツーリズムとは、都市住民が緑豊かな農山漁村地域において、農林水産業（なりわい）体験や農村生活体験を行うことによって、その自然や文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動をいうが、都市と農山漁村の共生関係を構築し、農山漁村を経済的・環境的に持続性のある豊かな地域社会へ導くための、地域活性化の一つの手段として活用することを進めている。

2. 施策の位置づけ

内閣府による「沖縄振興計画」においては、「質の高い観光・リゾート地の形成」及び「都市・農山漁村の総合的整備」を図るために、グリーン・ツーリズムを活用することによって、農村地域の活性化を図ることとしている。

また、県の部門別計画である「第2次農林水産業振興計画」の中でも、「多面的機能を生かした農山漁村の振興」を謳っており、「グリーン・ツーリズム等の活用」を施策の一つとして挙げている。

3. 効 果

農山漁村側： 農山漁村に都市住民が訪れることによって、交流人口の増加や農業外収入の向上が期待され、農山漁村の活性化が図られる。また、宿泊・交流施設や特産品加工施設等の整備によって、地産地消の促進と就業機会の拡大が図られる。

都 市 側： 都市住民が、ゆとりと安らぎの場として農山漁村に滞在することによって、心のリフレッシュが図られる。また、農林漁業体験を通じて農林水産業の重要性和その生産物について深く理解することができる。



座間味村慶留間集落のスージ



与那原町大見武の伝統行事（大綱引き）

4. 関連事業

まちと村の交流促進を図るための主要な施策であるグリーン・ツーリズムを持続的に継続するためには、受入先である農山漁家の自発的活動が重要であり、その啓発と物心両面にわたる支援が必要である。

そのため、県農林水産部においては、「人づくり」「組織づくり」「資源づくり」等を行うソフト事業と、「物づくり」等を行うハード事業のメニューを用意し、地元の活性化を支援している。

なお、まちと村の交流の範疇に含まれる類似事業として、内閣府沖縄担当部局において「体験滞在交流促進事業」が創設されており、農林水産部関係事業と並行して、市町村に対して支援を行っている。

(1) ソフト事業

- ① グリーン・ツーリズム 総合支援事業（地域連携システム整備）（村づくり計画課所管）（H17～H21）
- ② 「沖縄、ふるさと百選」認定事業（村づくり計画課所管）（H14～H18）
- ③ 農村振興総合整備支援事業（村づくり計画課所管）（H17～H21）
- ④ グリーン・ツーリズム 総合支援事業（総合戦略推進事業）（村づくり計画課所管）（H17～H21）
- ⑤ 地域農業振興総合指導事業（営農推進課所管）（S58～ ）
- ⑥ 農業教育支援事業（営農推進課所管）（H10～ ）
- ⑦ 地産地消推進事業（流通政策課所管）（H15～ ）
- ⑧ 食育実践地域活動支援事業（流通政策課所管）（H16～ ）

(2) ハード事業

- ⑨ 新山村振興等対策事業（村づくり計画課所管）（H13～ ）
- ⑩ グリーン・ツーリズム 総合支援事業（やすらぎ空間整備事業）（村づくり計画課所管）（H17～H21）
- ⑪ 農村振興総合整備事業（村づくり計画課・農村整備課所管）（H 4～ ）
- ⑫ 中山間地域総合整備事業（村づくり計画課・農村整備課所管）（H11～ ）
- ⑬ 田園空間整備事業（村づくり計画課・農村整備課所管）（H12～ ）

(3) 関連事業

- ⑭ 中山間地域等直接支払事業（農政経済課所管）（H12～ ）
- ⑮ ふるさと農村活性化基金事業（村づくり計画課所管）（H 5～ ）
- ⑯ 体験滞在交流促進事業（企画開発部地域・離島課所管）（H13～ ）

5. 今後の取り組み

県農林水産部では、これら複数の課にわたる事業の整合性と情報の一元化を図るために、「まちと村の交流促進班」を設置し、グリーン・ツーリズムの活用したまちと村の交流促進にあたることとしている。

また、各圏域に立ち上がりつつある推進協議会・実践者研究会の活動を支援するとともに、全県的な促進協議会の設置を検討する。



・・・まちと村の交流促進
シンポジウムで講演する
県地域おこしマイスターの
平田大一氏・・・